

(4) 療養食加算

23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算

23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算

50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- イ 他の指定短期入所療養介護事業所等と連携し、緊急に指定短期入所サービスを受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。
- ロ サービスの質の確保を目的として、指定居宅介護支援事業者等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

- 介護者の疾病その他のやむを得ない理由により、介護者の介護を受けることができない利用者

(9) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得

(7) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得

た額を算定する。

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)

(-) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1)

a 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1)

i 要支援	646 単位
ii 要介護 1	682 単位
iii 要介護 2	734 単位
iv 要介護 3	786 単位
v 要介護 4	837 単位
vi 要介護 5	889 単位

b 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1)

i 要支援	777 単位
ii 要介護 1	813 単位
iii 要介護 2	865 単位
iv 要介護 3	917 単位
v 要介護 4	968 単位
vi 要介護 5	1,020 単位

(2) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (II)

a 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1)

i 要支援	559 単位
ii 要介護 1	592 単位
iii 要介護 2	638 単位
iv 要介護 3	684 単位
v 要介護 4	730 単位

た額を算定する。

※ 特定診療費に係る指導管理等及び単位数の改正内容は以下のとおり。(詳細は別紙4)

- 短期入所療養介護におけるリハビリテーションについて、理学療法 (1)、作業療法 (1)、言語聴覚療法 (1) を廃止し、報酬区分を見直す。
- リハビリテーション体制強化加算を創設する。
- 介護栄養食事指導を廃止する。

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)

(-) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1) 看護6:1 介護6:1

a 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1) <療養型室>

i 経過的要介護	517 単位
ii 要介護 1	682 単位
iii 要介護 2	734 単位
iv 要介護 3	786 単位
v 要介護 4	837 単位
vi 要介護 5	889 単位

b 診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) <療養型室>

i 経過的要介護	601 単位
ii 要介護 1	813 単位
iii 要介護 2	865 単位
iv 要介護 3	917 単位
v 要介護 4	968 単位
vi 要介護 5	1,020 単位

(2) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) 看護・介護 3:1

a 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>

i 経過的要介護	447 単位
ii 要介護 1	592 単位
iii 要介護 2	638 単位
iv 要介護 3	684 単位
v 要介護 4	730 単位

vi	要介護5	776 単位
b	診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii)	
i	要支援	690 単位
ii	要介護1	723 単位
iii	要介護2	769 単位
iv	要介護3	815 単位
v	要介護4	861 単位
vi	要介護5	907 単位
(2)	ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	
(-)	ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (i)	
a	要支援	717 単位
b	要介護1	753 単位
c	要介護2	805 単位
d	要介護3	857 単位
e	要介護4	908 単位
f	要介護5	960 単位
(二)	ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii)	
a	要支援	717 単位
b	要介護1	753 単位
c	要介護2	805 単位
d	要介護3	857 単位
e	要介護4	908 単位
f	要介護5	960 単位

注1 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分及び別に要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

vi	要介護5	776 単位
b	診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i	経過的要介護	536 単位
ii	要介護1	723 単位
iii	要介護2	769 単位
iv	要介護3	815 単位
v	要介護4	861 単位
vi	要介護5	907 単位
(2)	ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	
(-)	ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (i) <ユニット型室>	
a	経過的要介護	608 単位
b	要介護1	816 単位
c	要介護2	868 単位
d	要介護3	920 単位
e	要介護4	971 単位
f	要介護5	1,023 単位
(二)	ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型室>	
a	経過的要介護	608 単位
b	要介護1	816 単位
c	要介護2	868 単位
d	要介護3	920 単位
e	要介護4	971 単位
f	要介護5	1,023 単位
(3)	特定診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	760 単位

注1 (1)及び(2)について、療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

○ 難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サ―ビス提供に当たり、常時看護師による観察が必要なもの

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 日中においては1ユニット毎に常時1人以上の看護職員又は介護職員を置くこと。

※ 2ユニット毎に1人以上の夜勤職員を配置していることについては、夜勤職員の基準（注1）で減算。

ロ ユニット毎に常勤のユニツトリ―ダーが配置されていること。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 診療所療養病床療養環境減算 (I) 60 単位
ロ 診療所療養病床療養環境減算 (II) 100 単位

※ 上記減算及び当該減算に係る経過措置について、イに係るものは平成20年3月末をもって、ロに係るものは平成19年3月末をもって廃止する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 診療所療養病床療養環境減算 (I) 50 単位
ロ 診療所療養病床療養環境減算 (II) 90 単位

3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居室と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

4 平成17年9月30日において従来型個室を利用している者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、当分の間、それぞれ、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

5 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であつて、次のいずれかに該当するものに対して、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状態に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ニ 指定施設サービスマン等介護給付費単位数の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスマンに係る届出があつたときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。
- ヘ 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居室と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

6 次のいずれかに該当する者に対して、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状態に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ニ 指定施設サービスマン等介護給付費単位数の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスマンに係る届出があつたときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。
- ヘ 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位
(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (二)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(一) 管理栄養士配置加算 12単位
(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 50単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
イ 他の指定短期入所療養介護事業所等と連携し、緊急に指定短期

入所サービスを受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。

ロ サービスの質の確保を目的として、指定居宅介護支援事業者等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

- 介護者の疾病その他のやむを得ない理由により、介護者の介護を受けることができない利用者

① 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定する。

※ 特定診療費に係る指導管理等及び単位数の改正内容は以下のとおり。(詳細は別紙 4)

- 短期入所療養介護におけるリハビリテーションについて、理学療法 (1)、作業療法 (1)、言語聴覚療法 (1) を廃止し、報酬区分を見直す。
- リハビリテーション体制強化加算を創設する。
- 介護栄養食事指導を廃止する。

二 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1) <大規模等> 看護 介護 3:1 6:1	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1) <従来型型>	
i 経過的要介護	833 単位
ii 要介護 1	1,035 単位
iii 要介護 2	1,102 単位

- ② 特定診療費
- 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1) 看護 介護 6:1 4:1	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1)	
i 要支援	842 単位
ii 要介護 1	885 単位
iii 要介護 2	956 単位

iv	要介護 3	1,026 單位
v	要介護 4	1,097 單位
vi	要介護 5	1,167 單位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)		
i 要支援		
ii	要介護 1	973 單位
iii	要介護 2	1,016 單位
iv	要介護 3	1,087 單位
v	要介護 4	1,157 單位
vi	要介護 5	1,228 單位
(ii) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) 看護:介護 6:1 5:1		
a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)		
i 要支援		
ii	要介護 1	814 單位
iii	要介護 2	856 單位
iv	要介護 3	925 單位
v	要介護 4	993 單位
vi	要介護 5	1,062 單位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)		
i 要支援		
ii	要介護 1	945 單位
iii	要介護 2	987 單位
iv	要介護 3	1,056 單位
v	要介護 4	1,124 單位
vi	要介護 5	1,193 單位
(iii) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) 看護:介護 6:1 6:1		
a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)		
i 要支援		
ii	要介護 1	798 單位
iii	要介護 2	840 單位
iv	要介護 3	907 單位
v	要介護 4	974 單位
vi	要介護 5	1,042 單位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)		
i 要支援		
929 單位		

iv	要介護 3	1,169 單位
v	要介護 4	1,237 單位
vi	要介護 5	1,304 單位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>		
i 經過的要介護		
ii	要介護 1	944 單位
iii	要介護 2	1,146 單位
iv	要介護 3	1,213 單位
v	要介護 4	1,280 單位
vi	要介護 5	1,348 單位
(ii) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>看護:介護 4:1 4:1		
a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <多床室>		
i 經過的要介護		
ii	要介護 1	766 單位
iii	要介護 2	977 單位
iv	要介護 3	1,048 單位
v	要介護 4	1,118 單位
vi	要介護 5	1,189 單位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>		
i 經過的要介護		
ii	要介護 1	850 單位
iii	要介護 2	1,108 單位
iv	要介護 3	1,179 單位
v	要介護 4	1,249 單位
vi	要介護 5	1,320 單位
(iii) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>看護:介護 4:1 5:1		
a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <多床室>		
i 經過的要介護		
ii	要介護 1	743 單位
iii	要介護 2	948 單位
iv	要介護 3	1,017 單位
v	要介護 4	1,085 單位
vi	要介護 5	1,154 單位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>		
i 經過的要介護		
827 單位		

ii	要介護 1	971 單位
iii	要介護 2	1,038 單位
iv	要介護 3	1,105 單位
v	要介護 4	1,173 單位
vi	要介護 5	1,240 單位

ii	要介護 1	1,079 單位
iii	要介護 2	1,148 單位
iv	要介護 3	1,216 單位
v	要介護 4	1,285 單位
vi	要介護 5	1,353 單位

(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (四) <一般病入看護介護 4:1.6:1>

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <從來型個室>

i	經過的要介護	730 單位
ii	要介護 1	932 單位
iii	要介護 2	999 單位
iv	要介護 3	1,066 單位
v	要介護 4	1,134 單位
vi	要介護 5	1,201 單位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>

i	經過的要介護	814 單位
ii	要介護 1	1,063 單位
iii	要介護 2	1,130 單位
iv	要介護 3	1,197 單位
v	要介護 4	1,265 單位
vi	要介護 5	1,332 單位

(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (V) 総額措置型 (※) <一般病入看護介護 4:1.6:1>

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <從來型個室>

i	經過的要介護	668 單位
ii	要介護 1	870 單位
iii	要介護 2	937 單位
iv	要介護 3	1,004 單位
v	要介護 4	1,072 單位
vi	要介護 5	1,139 單位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>

i	經過的要介護	779 單位
ii	要介護 1	981 單位
iii	要介護 2	1,048 單位
iv	要介護 3	1,115 單位
v	要介護 4	1,183 單位
vi	要介護 5	1,250 單位

※ 当分の間、利用者数を4で除した数と5で除した数の差まで介護職員とすることができるもの。

(2) ユニッツ型認知症患者型短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) ユニッツ型認知症患者型短期入所療養介護費 (I)	
a 要支援	861 単位
b 要介護 1	904 単位
c 要介護 2	975 単位
d 要介護 3	1,045 単位
e 要介護 4	1,116 単位
f 要介護 5	1,186 単位
(二) ユニッツ型認知症患者型短期入所療養介護費 (II)	
a 要支援	861 単位
b 要介護 1	904 単位
c 要介護 2	975 単位
d 要介護 3	1,045 単位
e 要介護 4	1,116 単位
f 要介護 5	1,186 単位

(2) ユニッツ型認知症患者型短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) ユニッツ型認知症患者型短期入所療養介護費 (I) <特別型>	
a ユニッツ型認知症患者型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型>	946 単位
i 経過的要介護	
ii 要介護 1	1,149 単位
iii 要介護 2	1,216 単位
iv 要介護 3	1,283 単位
v 要介護 4	1,351 単位
vi 要介護 5	1,418 単位
b ユニッツ型認知症患者型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型(難型)>	946 単位
i 経過的要介護	
ii 要介護 1	1,149 単位
iii 要介護 2	1,216 単位
iv 要介護 3	1,283 単位
v 要介護 4	1,351 単位
vi 要介護 5	1,418 単位
(二) ユニッツ型認知症患者型短期入所療養介護費 (II) <一般型>	
a ユニッツ型認知症患者型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型>	857 単位
i 経過的要介護	
ii 要介護 1	1,111 単位
iii 要介護 2	1,182 単位
iv 要介護 3	1,252 単位
v 要介護 4	1,323 単位
vi 要介護 5	1,393 単位
b ユニッツ型認知症患者型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型(難型)>	857 単位
i 経過的要介護	
ii 要介護 1	1,111 単位
iii 要介護 2	1,182 単位
iv 要介護 3	1,252 単位
v 要介護 4	1,323 単位
vi 要介護 5	1,393 単位

注1 老人性認知症疾患療養病棟（指定居宅サービュ基準第142条第1項第4号に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(3) 特定認知症対応型短期入所療養介護費（1日につき）760単位

注1 (1)及び(2)について、老人性認知症疾患療養病棟（指定居宅サービュ基準第142条第1項第4号に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。
 ○ 難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サ
 ービュ提供に当たり、常時看護師による観察が必要なもの

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
 イ 日中においては1ユニット毎に常時1人以上の看護職員又は介

職員を置くこと。
ロ ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

2 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居室と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

3 平成17年9月30日において従来型個室を利用している者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)を支給していた場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

4 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であつて、次のいずれかに該当するものに対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)を算定する。
イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居室と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)を算定する。
イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 指定施設サービスマン等介護給付費単位数の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスマンに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

6 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、認知症疾患型短期入所療養介護費は、算定しない。

- (3) 栄養管理体制加算
- (一) 管理栄養士配置加算 12単位
- (二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (二)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

- (4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する

6 指定施設サービスマン等介護給付費単位数の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスマンに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、認知症疾患型短期入所療養介護費は、算定しない。

- (4) 栄養管理体制加算
- (一) 管理栄養士配置加算 12単位
- (二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

- (5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する

指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 他の指定短期入所療養介護事業所等と連携し、緊急に指定短期入所サービスを受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。

ロ サービスの質の確保を目的として、指定居宅介護支援事業者等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

○ 介護者の疾病その他のやむを得ない理由により、介護者の介護を受けることができない利用者

(5) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(1) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

(1) 基準適合診療所短期入所療養介護費 (1) (1日につき)

(一) 要支援 513 単位

(二) 要介護1 545 単位

(三) 要介護2 588 単位

(四) 要介護3 632 単位

(五) 要介護4 676 単位

(六) 要介護5 720 単位

(2) 基準適合診療所短期入所療養介護費 (1) (1日につき)

(一) 要支援 644 単位

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

(1) 基準適合診療所短期入所療養介護費 (1) (1日につき) (雑割)

(一) 経過的要介護 411 単位

(二) 要介護1 545 単位

(三) 要介護2 588 単位

(四) 要介護3 632 単位

(五) 要介護4 676 単位

(六) 要介護5 720 単位

(2) 基準適合診療所短期入所療養介護費 (1) (1日につき) (雑割)

(一) 経過的要介護 495 単位

(一) 要介護 1	676 単位
(二) 要介護 2	719 単位
(三) 要介護 3	763 単位
(四) 要介護 4	807 単位
(五) 要介護 5	851 単位

注 1 指定居宅サービス基準附則第 5 条第 3 項の規定により読み替えられた指定居宅サービス基準第 144 条に規定する基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。
- 3 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室を利用している者であつて、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室を利用するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、基準適合診療所短期入所療養介護費を支給する場合は、当分の間、基準適合診療所短期入所療養介護費 (I) を算定する。
- 4 平成 17 年 10 月 1 日以後従来型個室を利用する者であつて、次のいずれかに該当するものに対して、基準適合診療所短期入所療養介護費を支給する場合は、基準適合診療所短期入所療養介護費 (I) を算定する。

(一) 要介護 1	676 単位
(二) 要介護 2	719 単位
(三) 要介護 3	763 単位
(四) 要介護 4	807 単位
(五) 要介護 5	851 単位

(3) 特定基準適合診療所短期入所療養介護費（1 日につき）760 単位

注 1 (1) について、指定居宅サービス基準附則第 5 条第 3 項の規定により読み替えられた指定居宅サービス基準第 144 条に規定する基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (2) について、指定居宅サービス基準附則第 5 条第 3 項の規定により読み替えられた指定居宅サービス基準第 144 条に規定する基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。
- 4 次のいずれかに該当する者に対して、基準適合診療所短期入所療養介護費を支給する場合は、基準適合診療所短期入所療養介護費 (II) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準適合診療所短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算

12単位

(二) 栄養士配置加算

10単位

注1 (一)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (二)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

(4) 療養食加算

23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準適合診療所短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算

12単位

(二) 栄養士配置加算

10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

(5) 療養食加算

23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

10 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

(1) 要介護 1	796 単位
(2) 要介護 2	812 単位
(3) 要介護 3	828 単位
(4) 要介護 4	844 単位
(5) 要介護 5	861 単位

注 1 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定居宅サービス基準第 157 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定認知症対応型共同生活介護(指定居宅サービス基準第 156 条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は介護従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めることにより算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護を行うものとして都道府県知事に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、当該基準による指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、夜間ケア加算として、1日につき 71 単位を所定単位数に加算する。

ロ 初期加算 30 単位

注 入居した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

11 特定施設入居者生活介護費(1日につき)

イ 要支援	238 単位
ロ 要介護 1	549 単位
ハ 要介護 2	616 単位

- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

※ 地域密着型サービスに移動。

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費(1日につき)

(1) 経過的要介護	214 単位
(2) 要介護 1	549 単位
(3) 要介護 2	616 単位

二 介護 3
 三 介護 4
 四 介護 5

683 単位
 750 単位
 818 単位

(4) 介護 3 683 単位
 (5) 介護 4 750 単位
 (6) 介護 5 818 単位
 □ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

注 1 指定特定施設（指定居宅サービス基準第 174 条第 1 項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）において、指定特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。）を行った場合に、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注 1 指定特定施設（指定居宅サービス基準第 0 条第 0 項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては、指定特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第 0 条第 0 項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービス単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 上記のサービスの種類及び当該サービスの単位数の内容は以下のとおり。

- ① 基本部分（1日につき） 84 単位
- ② 各サービス部分
 - イ 指定訪問介護
 - ・ 身体介護
 - 15分ごとに 90 単位
 - 1時間 30分以上 540 単位に 15分増すごとに + 37 単位
 - ・ 生活援助
 - 15分ごとに 45 単位（報酬上は 1時間 30分までの評価とする。）
 - ロ 通院等乗降介助 1回につき 90 単位
 - 他の訪問系サービス（指定訪問看護・指定訪問入浴・指定訪問リハ）及び通所系サービス（指定通所介護・指定通所リハ）

・通常の各サービスの基本部分の報酬の 90 / 100
 指定福祉用具貸与

ハ 貸与額を適用（対象品目・対象者も通常の指定福祉用具貸与と同様）

* 指定訪問介護は、3 級課程の訪問介護員によるサービスの提供を除く。
 指定訪問看護は、保健師、看護師等によるサービス提供に限る。

※ 上記の①及び②の単位数の限度の内容は以下のとおり。

経過的要介護	6,505 単位
要介護 1	16,689 単位
要介護 2	18,726 単位
要介護 3	20,763 単位
要介護 4	22,800 単位
要介護 5	24,867 単位

2 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置しているもの(利用者の数が 100 を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を 100 で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設については、1 日につき 12 単位を所定単位数に加算する。

2 イについては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置しているもの(利用者の数が 100 を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を 100 で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という。）に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1 日につき 12 単位を加算する。

3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、1 日につき 10 単位を所定単位数に加算する。

※ 上記の別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとお

- リ。常勤の看護師（※）を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていくこと。
- ※ 平成19年3月31日までの間は、常勤の看護職員で差し支えないものとする。
- ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける者（以下「利用者」という。）に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ハ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

12 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居室サービス基準第194条に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居室サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）の通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したものをいう。）に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の

11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居室サービス基準第194条に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居室サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）の通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したものをいう。）に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の